

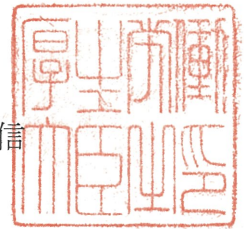
厚生労働省発雇均 1210 第 4 号

令和元年 12 月 10 日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



厚生労働省設置法（平成 11 年法律第 97 号）第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙 1 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」及び別紙 2 「子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示案要綱」について、貴会の意見を求める。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 子の看護休暇及び介護休暇の一日未満の単位での取得に関する規定の改正

1 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「法」という。）第十六条の二第二項及び第十六条の五第二項の一日の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定めるものに係る規定を削除すること。

2 法第十六条の二第二項及び第十六条の五第二項の厚生労働省令で定める一日未満の単位は、時間（一日の所定労働時間数に満たないものとする。）であつて、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続するものとする。

3 一日未満の単位で取得する子の看護休暇及び介護休暇一日の時間数は、一日の所定労働時間数（日によつて所定労働時間数が異なる場合には、一年間における一日平均所定労働時間数とし、一日の所定労働時間数又は一年間における一日平均所定労働時間数に一時間に満たない端数がある場合は、一時間に切り上げるものとする。）とすること。

第二 施行期日

この省令は、令和三年一月一日から施行すること。

子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示案要綱

第一 子の看護休暇及び介護休暇に関する事項

1 子の看護休暇及び介護休暇を厚生労働省令で定める一日未満の単位で取得することが困難と認められる業務の例示を、次のように改めること。

一 国際路線等に就航する航空機において従事する客室乗務員等の業務等であつて、所定労働時間の途中まで又は途中から子の看護休暇又は介護休暇を取得させることが困難な業務

二 長時間の移動を要する遠隔地で行う業務であつて、時間単位の子の看護休暇又は介護休暇を取得した後の勤務時間又は取得する前の勤務時間では処理することが困難な業務

三 流れ作業方式や交替制勤務による業務であつて、時間単位で子の看護休暇又は介護休暇を取得する者を勤務体制に組み込むことによつて業務を遂行することが困難な業務

2 事業主は、労働者の子の症状、要介護状態にある対象家族の介護の状況、労働者の勤務の状況等が様々であることに対応し、始業の時刻から連続せず、かつ、終業の時刻まで連続しない時間単位での休暇

の取得を認めること、法第十六条の三第二項及び第十六条の六第二項において準用する法第六条第一項ただし書の規定による労使協定の締結により厚生労働省令で定める一日未満の単位での休暇の取得がでないこととなった労働者であっても、半日単位での休暇の取得を認めること等制度の弾力的な利用が可能となるように配慮することとする。

第二 適用期日

この告示は、令和三年一月一日から適用すること。